

第506回（定例）福崎町議会会議録

令和4年12月16日（金）

午前9時30分開議

○令和4年12月16日、第506回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	11番	松岡秀人
5番	河嶋重一郎	12番	小林博
6番	牛尾雅一	13番	竹本繁夫
7番	富田昭市	14番	城谷英之

○欠席議員 なし

○事務局より出席した職員

事務局 長 三木雅人 主査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教 育 長	高橋涉	公営企業管理者	福永聡
技 監	宇都善和	会計管理者	尾崎俊也
町参事兼ほけん年金課長	谷岡周和	総務課長	岩木秀人
企画財政課長	蔭谷秀樹	税務課長	松田清彦
地域振興課長	成田邦造	住民生活課長	大塚久典
福祉課長	小幡伸一	農林振興課長	吉田利彦
まちづくり課長	山下勝功	上下水道課長	橋本繁樹
学校教育課長	大塚謙一	社会教育課長	木ノ本雅佳

○議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 追加議案の上程、討論・採決
- 第 6 議員派遣
- 第 7 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 追加議案の上程、討論・採決

- 第 6 議員派遣
- 第 7 閉会中の継続調査申出

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
なお、本日、読売新聞社、朝日新聞社及び神戸新聞社から録音の申出が出ておりますので、録音を許可いたします。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。
それでは、総括質疑に入ります。
質疑をされる際は、議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、
質疑をしていただきますよう、お願いいたします。
質疑はありませんか。

1 2 番 議案第53号、一般職員の給与改定についてであります。この給与表の中で、初任給はどこになっておるのか、お聞きをいたします。
そうして、これが1年ごととかいろんな段階で、1年でどれぐらい上がっていくのか等についても説明をいただきたいと思っております。

総務課長 議案で申しますと、高卒は1級の5号給になります。改正後では15万4,600円。それから、短大卒では同じく1級の15号給、16万7,100円、それから大卒は同じく1級の25号給、18万5,200円となります。それから1年の昇給は4号給でございます。

1 2 番 よく国の指針とか、あるいは横並びと言われますが、福崎町のこの今言われた内容は、どういうことなんでしょうか。例えば全国レベル、あるいは兵庫県下のレベルとかですね、あるいは国のそういう指針とかというふうなことがあるとすれば、それに照らしてどういうふうに決められておるのかお聞きをいたします。

総務課長 国の通知等がございまして、それに沿ったものとしておりますので、ほとんどのところは同様となっておりますという認識でございます。

1 2 番 労働組合とのですね、協議とか、そういうものはあるんでしょうか。

総務課長 必要に応じて行いますし、直近で言いますと、会計年度任用職員、議案第54号の関係になってきますが、令和2年4月から導入しておりますが、それに当たっては令和元年度に複数回、制度の導入について組合とも話をさせていただいたところでございます。

1 2 番 最近はですね、非常に労働組合との協議とか、あるいは労働組合の要求がどうなっておるのかとか、いろいろ昔に比べれば大分変わっておるのだろうなとは思いますが、大変なちょっと関心を持っております。
次に、今言われた会計年度任用職員のこの初任給とか昇給の在り方等についてお聞かせをいただきたいと思っております。

総務課長 会計年度任用職員につきましては、職種によりましてスタートの基礎号給が定められておるものでございます。

1 2 番 職種によって違うというふうなことのようですが、それでは1年の昇給の号数はどれだけで、頭打ち等があるとすればどこになっておるのか等、お聞かせください。

総務課長 基礎号給につきましては、例えば学校用務員であれば1級の1号給とか、そういうような形で、会計年度任用職員の給与に関する規則の中で定めております。その上で、1年に昇給する分につきましては、福崎町におきましては現在一般職と同様の4号給といたしております。ここの部分につきましては、市町によって例えば2号給としておるところとかもございしますが、福崎町では、総務省の通知の中ではマックスといいますか、最高の4号給で一般職と同等にしておると。その中で、上限に達すればそこで昇給が止まるんですが、先ほどの学校用務員であれば1級の25号給で止まるというような形で、ここの上限、基礎号給と上限につきましては総務省の通知に従っておるという状況でございます。

1 2 番 期末手当と勤勉手当等はどうなっておるのでしょうか。

総務課長 期末手当については現行の制度で支給をさせていただいておるところで、これまでの説明のとおりでございます。勤勉手当につきましては、現行の制度では支給がされない制度となっております。ただ、これは今ちょっと総務省で検討されておると聞いておるんですが、先ほど申し上げましたように令和2年4月からこの会計年度任用職員の制度が導入された中で、数年が経過する中で、会計年度任用職員の方々ですとか地方自治体などから要望や意見が出ておる中で、一般職と同じように勤勉手当についても支給をできるような制度改正という意見があるということで検討されておるという情報は入っております。

1 2 番 会計年度任用職員についてのですね、今、勤勉手当がないということで、實際上、ボーナスというふうに言われるものは一般職に比べて半分しかないというふうなこととかですね、頭打ちがあるということですが、そういうことが採用のときにというか募集のときになかなか思うように応募がないというふうなことに繋がってはいないのか、保育所の関係、あるいは栄養士さんとか看護師さんとかですね、いろいろ資格のある人たちの募集もよくあるわけですが、それがなかったというふうなこともよく報告を聞くんですが、その点に繋がってはいないのかという点についてお聞かせいただきたいのと、それから私も家の近くでよく聞くんですけども、保育所の保母さんですとですね、福崎町より加西市やその他のほうがよいとか悪いとかですね、いろんな話をよく聞かされます。そんなことで、会計年度任用職員の待遇に当たっては、他市町との関係でも福崎町は遅れを取っておるのかいないのかですね、その点についてはどうなんでしょうか。

総務課長 これまでも議会の場でも報告なり議論があったところだとは思いますが、令和2年以前の嘱託職員でありますとか、いわゆるアルバイト、また臨職とかの制度からは、令和2年、会計年度任用職員制度が入りましたことで、期末手当だけではなく通勤手当とか、そのあたりの各種の手当が一般職に近い形で支給されるようになりまして、勤務を令和元年以前から続けておられる方々にとっては、手元に入るお金が増えたというようなことは感じていただいております。ただ、今から新規で入ろうとされる方にとっては、その時点での例えば一般職との比較ということでは、考え方はちょっと差があるという見方もあるのかなと思います。また、近隣市町との比較ということでは、郡内とかでは福崎町は充実しておるほうという認識はいたしております。ただ、市、一部東のほうの市であるとか、そちらに比べて劣っておるところはあるという認識はご

ございます。

1 2 番 同一労働同一賃金という観点からいきましてもですね、保育所にいたしましても、その他のところにいたしましても、仕事の内容と、そうして利用者、住民に対する責任という点では、町の正職員も会計年度任用職員もですね、変わらぬ仕事をし、変わらぬ責任を持っておるということであります。そこで昇給頭打ちがある、あるいはボーナス半分というふうなことでですね、そういうことになると、大変不公平感があるというふうに思うんです。近年ジェンダー平等ということもよく言われますが、公平性というふうなことも本当に大事であります。働きがいと希望を持ってですね、福崎町のために働いていこうという、そういうふうな人たちの待遇としては、このような正職員との差というのは非常に問題ではないかというふうに思いますし、それらの点についての今後の検討方についてお聞かせをいただきたいと思います。

副 町 長 ご指摘のところ、非常に難しい問題かなというふうに認識しております。保育士につきましてもですね、少子化の中で非常に預ける子どもの数が増えてきている、保育士の全体数も恐らく増えていない中で、ちょっと争奪戦のようなところもございまして。そういったところも踏まえて、今ご指摘のところですね、どういったこと、どういう方向へ持っていくのか、また慎重に検討していきたいと思っております。

1 2 番 慎重に検討するということですが、やっぱり基本的な観点がね、同一労働同一賃金とか、平等という観点をですね、やっぱり大事にしないといけないと思うんです。同じように働いていくわけですから、一人一人のやっぱり権利とか生活というのは大切にして考えていっていただきたいというふうに思います。
以上です。

議 長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告・質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

1 2月6日の本議会2日目において、議案14件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされて、議長宛てに審査報告書が提出されております。各委員会から、その審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいりたいと思います。

まず、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに詳細なる説明を求めます。

総務文教常任委員会、石川副委員長。

石川総務文教 総務文教常任委員会に付託されました議案の審査について報告をいたします。
常任副委員長 委員会を12月7日に開催し、付託されました議案第48号から議案第55号の8件について慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、事務局朗読のとおり、8議案ともに原案のとおり可決すべきものとしたことをご報告申し上げます。

これより補足説明をいたします。

議案第48号、姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約につきましては、令和5年度に姫路市で新たに開校予

定の公立夜間中学、姫路市立あかつき中学校について、連携協約の連携を図る事務に取組等を追加するもので、委員から、どういうふうに広報されるのかと質問があり、ホームページや広報、チラシ等でPRしていくと回答がありました。

議案第55号、令和4年度福崎町一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出予算それぞれ6,280万円を追加し、補正後の予算総額を87億5,010万円とするものであります。

委員から、保育士等处遇改善補助金について、1人当たりどれくらいの賃上げになったかと質疑がありました。平均3%程度、9,000円程度の引上げを行っておりますとの答弁がありました。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 総務文教常任委員会副委員長からの説明が終わりました。
副委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。
次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 委員会に付託されました議案第56号ほか5件について、12月8日、委員
常 任 委 員 長 会を開催し、慎重に審査をいたしました。

全議案を通して、人件費の補正が中心となっております。

議案第56号では、コロナ関係で傷病手当の実績による補正償還金などが含まれております。

議案第57号は、令和3年度の保険料の出納閉鎖後の徴収分の処理であります。

議案第59号は、工業団地開発計画による西谷地区の配水管工事先送りによる減額が含まれております。動力費の増額260万円ほどが予想されますが、別の委託業務の減額が予測されており、吸収できるとの見込みであります。

議案第60号は、動力費の増額ですが、水管橋の耐震調査の見送りは本会議の答弁のとおりであります。事業化するには工業団地協議会との話し合いが前提になるとのことでありました。

議案第61号は、280万円くらいの動力費の増加が見込まれますが、別の委託事業の減額で吸収できる予定とのことでありました。

以上、審査の中で明らかになった点を報告いたしまして、委員会の審査報告といたします。

議案は全員賛成で原案のとおり可決することと決定をいたしました。

以上です。

議 長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

議 長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。

委員会の活動について、報告を求めます。

総務文教常任委員会、石川副委員長。

石川総務文教
常任副委員長 総務文教常任委員会から、議会開会中の所管事務調査について報告をいたします。

委員会は去る12月7日に開き、所管の企画財政課から、12月定例会の追加議案として、令和4年度福崎町一般会計補正予算（第5号）を定例会最終日に提出予定との報告を受けました。

以上です。

議長 次、民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり
常任委員長 委員会の調査報告をさせていただきます。

1番目は、公害防止協定に基づく協議でありまして、次の2件であります。

ウシオライティング株式会社と福伸電機株式会社からで、内容は資料のとおりであります。全員賛成で了承することといたしました。

各課の報告事項については、住民生活課から、公害防止協定に基づく報告で、大地化成株式会社からのもので、資料のとおりであります。

ほけん年金課からは、補正予算の追加議案があるとのことでありました。

以上です。

議長 次、議会運営委員会、前川委員長。

前川議会運営委員会
委員長 議会運営委員会から、議会開会中の所管事務調査について報告をさせていただきます。

以上です。

委員会は、12月6日と12月14日に開催いたしました。

調査の結果報告につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりですが、主な事項について説明をさせていただきます。

まず12月6日の委員会です。

委員会では、主に議長の一般質問について協議し、通告書の受付方法や一般質問当日の進行方法について確認をいたしました。

次に、12月14日の委員会です。

委員会では主に12月定例会の追加議案について協議し、町長提案分の追加議案について、本会議5日目にて上程し、委員会付託を省略し、本会議即決とすることと確認いたしました。

以上で、議会運営委員会の開会中の所管事務調査報告を終わります。

議長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第4 討論・採決

議長 日程第4は討論・採決であります。

それでは、議案第48号、姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第48号については、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第４８号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第４９号、福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第４９号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第４９号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第５０号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第５０号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第５０号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第５１号、定年延長に伴う関係条例の整理に関する条例についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第５１号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第５１号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第５２号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第52号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第52号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第53号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第53号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第53号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
討論・採決の途中ですが、播磨時報から録音と写真撮影の申出がありましたので、許可してもよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
それでは、討論・採決に戻ります。
次、議案第54号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第54号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第54号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第55号、令和4年度福崎町一般会計補正予算(第4号)について討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第55号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第55号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第56号、令和4年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第56号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第56号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第57号、令和4年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第57号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第57号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第58号、令和4年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第58号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。

よって、議案第58号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第59号、令和4年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第59号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第59号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第60号、令和4年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第60号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第60号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第61号、令和4年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第61号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第61号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 追加議案の上程、討論・採決

議 長 日程第5は追加議案の上程、討論・採決であります。
去る12月14日、議会運営委員会を開いて検討をお願いし、既に皆さんのお

手元に配付しております報告第11号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）についてから、議案第62号、令和4年度福崎町一般会計補正予算（第5号）についてまでの3議案を追加議案といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めます。

町 追加議案の提案説明をさせていただきます。

報告第11号は、議会の委任による専決処分の報告でございます。本会議1日目に提案させていただきました報告第10号の交通事故について、人身事故として取り扱われるというものでございます。

報告第12号も、議会の委任による専決処分の報告でございます。交通事故の物損事故に係るものでございます。

議案第62号は、令和4年度福崎町一般会計補正予算（第5号）でございます。国の第2次補正予算に盛り込まれた妊娠出産子育て応援給付金事業を5年1月から開始するための補正予算でございます。

以上、報告2件、議案1件でございます。よろしくお願いたします。

議 町長から追加議案に対する概要説明がありました。これから詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

報告第11号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）について、及び報告第12号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）についての両議案を一括議題といたします。

両議案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課 町長 報告第11号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）について、説明申し上げます。

この件は、報告第10号で報告いたしました交通事故に関連したもので、人身事故における損害賠償の額を定め、和解することについて、令和4年12月8日に専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものであります。

事故の発生日、発生場所、事故の概要につきましては、報告第10号で説明申し上げたとおりでございます。3の相手方は記載の方で、運転手でございます。5の損害賠償額につきましては、病院にてレントゲンなどの検査を受診され、それに要した費用など3万905円となっております。

以上、報告第11号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第12号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）について、説明申し上げます。

この件は、物損事故における損害賠償の額を定め、和解することについて、令和4年12月12日に専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものであります。

報告第12号説明資料に事故発生場所、位置図、事故発生状況図をお示ししておりますので、ご参照ください。

事故の発生は、令和4年10月22日17時頃であります。事故の発生場所は、福崎町田口1711番4地先路上で、相手方は記載のとおりです。

事故の概要は、福崎町消防団田口分団車両が神戸医療未来大学学園祭の花火警備のため、集合場所の同大学第3駐車場へ県道前之庄市川線を北へ向かって走

行中に、大学の正門付近にて同大学の学生が運転する車両と衝突したものです。当該大学生は、正門から県道に出る際、知人との話に気を取られ、前方確認を怠ったことが衝突の原因と見られます。損害賠償額は、破損した車の修理に要する費用、3万5,872円です。

以上、報告第12号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 次、議案第62号、令和4年度福崎町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第62号について、ご説明申し上げます。

令和4年度一般会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,350万円を追加し、補正後の予算総額を87億6,360万円とするものであります。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明します。

事項別明細書の5ページ、6ページをお開きください。

衛生費の1目、保健衛生総務費で1,350万円の増額補正としております。

説明につきましては、議案資料にてご説明いたします。

議案第62号資料をお開きください。

事業名は妊娠出産子育て応援給付金事業です。

この事業は、国の第2次補正予算に盛り込まれたもので、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、ニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体として実施するものです。給付対象者は令和4年4月1日以降に出生または出生予定の子どもの保護者で、妊娠時には母子健康手帳交付時に面談実施後、出産準備給付金として妊婦1人当たり5万円を支給、出産後は出生届から赤ちゃん訪問時までの面談実施後、子育て応援給付金として子ども1人当たり5万円を支給します。事業開始までに出産した者につきましては、アンケートを実施後、出産準備給付金、子育て応援給付金の合計10万円を支給し、事業開始までに母子健康手帳を交付した者につきましては、アンケートを実施後、出産準備給付金5万円を支給します。

事業開始は令和5年1月中旬で、補正予算額は、事務費が50万円、給付金が令和4年度に出産または出産予定者が100人掛ける10万円で1,000万円、令和5年4月以降に出産予定で、令和4年度に母子健康手帳を交付予定の者が60人掛ける5万円で300万円の計1,300万円としております。財源は国3分の2、県6分の1となっております。

事項別明細書に戻っていただきまして、5ページ、6ページですけれども、補正予算額につきましては、消耗品等の需用費が43万7,000円、振込手数料等の役務費が6万3,000円、妊娠出産子育て応援給付金が1,300万円です。財源は1,125万円を県補助金として充当しております。

次に、歳入です。事項別明細書1、2ページをお開きください。

保健衛生費補助金の妊娠出産子育て支援交付金は、事業費の1,350万円に国庫補助分を含めた6分の5を掛けた1,125万円を計上しております。

次のページをお開きください。

繰越金は、この事業の町負担分、事業費の6分の1の225万円を前年度繰越

金の増額で対応しております。

以上が歳入歳出予算の補正に関する説明であります。

以上、議案第62号、令和4年度一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議長 以上で、本日追加議案として上程されました議案の説明が終わりました。
質疑に入る前に休憩を取りたいと思います。再開を10時40分といたします。

◇

休憩 午前10時24分

再開 午前10時37分

◇

議長 会議を再開いたします。
これから議案に対する質疑に入ります。
報告第11号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）について、質疑はありませんか。

1 2 番 同じ事故で物損に続いて人身ということですが、この件についてはこれで終わりになるのでしょうか。

会計管理者 はい、これで終結になります。

議長 ほか、ありませんか。

1 3 番 この人身で、ミラーを当てられたということなんですけども、実態的には、よく相手方と自損をやったときに、被害比率ね、相手方がゼロでこちらが10とか、そういう率的にはどうだったんですか。

会計管理者 この事故の場合、相手方、完全に駐車してましたので、これはもう10対ゼロということ、福崎町側が10、相手方がゼロとなっております。

1 3 番 それからこの車両、12号の報告のほうは田口の消防自動車という記載があつて分かるんですけども、こちらの公用車というのはどの車だったんですか。

会計管理者 ハイエース、10人乗りの大きな車両でございます。

議長 ほか、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、報告第12号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）について、質疑はありませんか。

1 2 番 この図面の状況からいってですね、先ほど話が出ておりました過失相殺の割合はどうなっておるのか。あと、人身の関係は出てこないのか。そうして田口分団の車両につきましても、この状況では破損もしておるのではないかと思われませんが、その修理等も含めて物損、人身、そうして双方の関係等ですね、事故の全容と、その被害等、全体について説明をお願いしたいと思います。

会計管理者 まず、過失割合ですけども、この場合はどちらもが動いておりました、9対1、相手方が9、福崎町が1ということになっております。この事故に関わる人身の発生ですが、今ちょっと手元に資料はないんですが、事故日から2週間を経過すると、この事故による傷害とはみなされないこととなります。もう当然その2週間を過ぎておりますので、これも人身事故にはつながらない案件となります。

あと、損害額ですが、相手方の修理に要する費用が35万8,716円、町の消防車の修理代が23万5,000円ということになります。

1 2 番 それを9対1ということで、どのようにして、どこからどう出したのか。福崎町の分といいますか、この両方の合計をして、その分の1割が現在報告されて

おる金額ということですか。

会計管理者 この議案に上げておりますのは損害賠償ですので、相手方の修理費 35万8,716円の1割を負担ということで、3万5,872円を議案として上げております。

1 2 番 ですから、あとの田口分団の車両の修理代を含めて、それらはどこからどう出るんですか。

会計管理者 田口消防団の23万5,000円の修繕費、この9割は相手方が保険からということになると思いますが、出ています。残りの1割、福崎町負担分は、これも保険金から出ますので、一般会計からの歳出はなしになります。

1 2 番 歳出歳入のですね、双方の支出、福崎町に関する損害賠償を受ける分、この場合9割を向こうから、保険から出してもらわなければならない。その9割を福崎町の歳入で受けて修理費等を出していくということになると思うんですが、歳入歳出との関係では見えないんですが、それはどうなっておるんでしょうか。

会計管理者 9割については相手の保険から直接修理工場に支払われます。

1 2 番 福崎町の場合ですね、こういうときのことを想定して、たしか100万円ぐらいだったと思いますが、当初予算で持っておりますから、その分の枠の中で処理をするのかなと勝手に想像しておるんですが、そういうことですか。

副町長 ここに議案に上げております3万5,872円、これにつきましては一般会計の雑入で受けまして、損害賠償金で支出をするということ。それ以外につきましては、会計管理者が言いましたように、町の予算を通さずに修理工場に支払いをするということにしております。

1 2 番 町の消防車のですね、23万5,000円の分の、その1割分はどこから出すんですか。

会計管理者 車両保険の保険金になります。

1 2 番 その分の歳入歳出の関係はどこで出るんですか。

会計管理者 今のところはですね、歳計外現金ということで取り扱っております。

1 2 番 それは適当な処置なんですか。

会計管理者 私、今回これ初めて取り扱うんですが、調べておる中で、あまり適切じゃないというふうなことも分かっておりまして、今後、歳計現金で扱うようにしたいと思っております。

1 2 番 今までですね、歳計外現金で扱っていた様々な問題についても全部整理がされて、基本的に出納室を通る金については全部ですね、歳入歳出内のそういう扱いをしなければならぬというふうになっておると思うんですね。歳計外の扱いを。これをですね、そのまま、まだこうした件を、公用車の、消防団の車は公用車ですから、公用車の事故に関するお金の出し入れをですね、歳計外のまま置いて今からどうしようかなって、そんなのんきなことで会計務まるのですか、はっきり言わせていただきますよ。そんなことするからいろいろなピラが出たりするんじゃない。ほんとですよ。ちゃんとですね、こういう場合はどこの歳入で受けてどこで支出をすると、それは既決の予算の中で項目がこうありますというようなことを歳入歳出でちゃんと説明しなさいよ。今、補正予算が併せて出されておりますが、この件については補正がついとらん。どうなっておるんですか。

会計管理者 非常に申し訳ありません。3月の補正予算にさせていただきたいと思っております。

1 2 番 それはどこから出るんですか。

会計管理者 先ほどの答弁でも言いましたように、全て保険金で出ておりまして、その。

1 2 番 項目を言っております。

会計管理者 修繕費になります。

1 2 番 専決処分にするならね、そのお金の問題についても併せて専決処分をしておくということがですね、妥当だというふうに思うんですね。事故から半年もたってから、後からですね、補正予算で提出しようというふうなことはですね、ある意味間違っていますよ。予算というのはあらかじめの計算だから、今から執行する分について予算を組むんですよ。金の出し入れが済んでしまった何か月も後から予算で出すというふうなね、そんなことを常態化されては困りますよ。そのことを言っておるんです。みんなね、そういうふうにはちゃんとあなた方は保証されておるんだから身分は。ちゃんとしてくださいよ。

議長 ほか、ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第62号、令和4年度福崎町一般会計補正予算(第5号)について、質疑はありませんか。

3 番 新しい施策で、住民も大変関心があることだと思いますので、詳しく質問させていただきたいんですけど、まず1点目、令和4年4月1日以降に出生した方については一括して10万円を振り込まれるという認識でよろしいですか。

それで、そのときにアンケートを実施するというふうには書いてあるんですけど、どのようなアンケートなのでしょう。

町参事兼ほけん年金課長 まず給付金ですけども、議員言われましたとおり一括で10万円ということで振込をさせていただく予定としております。

アンケートにつきましては、もう出産後ということですので、今の状況、妊婦さんの状況ですとか、相談したいこと、心配事等ないですかというようなところの関係のアンケートということで考えております。

3 番 もう4月に生まれた子どもさんは9か月ぐらいになりますので、それに合わせたようなアンケート、一律のアンケートじゃなくて、合うようなアンケートにさせていただきたいと思いますし、それから次の質問ですけど、母子手帳交付を行ったときには5万円支給ということですが、母子手帳交付を既に済んでいる人に対してはアンケート実施後5万円支給ということなんですけど、もし母子手帳を交付した後に流産とか死産とかされている方の場合はどのようになるのでしょうか。

町参事兼ほけん年金課長 そういった方につきましても、出産準備給付金の5万円のほうについては対象となるということで給付をさせていただく予定としております。

3 番 ありがとうございます。それから、伴走型相談支援ということで、それぞれ面談、アンケート、それから妊娠8か月にも面談、アンケートというのが、これが追加になったことだろうと思うんですけど、この郵送費とか、そういうものは計上されていましたが、人件費ですね、面談とかする業務が増えるわけですけど、それに対する対策というのは持っておられるのでしょうか。

町参事兼ほけん年金課長 こちらのほう、3回面談なり、それからアンケートというふうなところの伴走的な支援ということになっておるんですけども、こちらにつきましても現在ほぼほぼ同じような状況で面談なりアンケート等を行っておりますので、その辺のところをそのまま適用していきたいというふうには考えております。

3 番 現在、既に妊娠8か月の方には面談、アンケートをされているということですか。

町参事兼ほけん年金課長 8か月ではないんですけども、5か月の方を対象にということで、アンケートのほうを送付しまして、それで内容を見まして、面談が必要な方については面談するというような状況を行っております。この辺の月数の関係についてはちょっと検討かなというところはあるんですけども、同じような形で行っております。

ので、そういった形でこちらについても行っていきたいというふうには思っております。

3 番 4月1日以降に出生した後に福崎町に移住というか、転勤というか、移住されてきた方についても対象になりますか。

町参事兼ほけん年金課長 そのとおりでございます。こちらのほうの制度につきましては、特にいつ現在の住民の方とかというのは何も決まっておきませんので、各市町、それぞれ開始の時期も変わってきますので、その時点で確認してということで対象の方には給付していくというような形になります。

議 長 ほかにありませんか。

1 2 番 この制度はいつまで続く制度なんですか。

町参事兼ほけん年金課長 こちらの分につきましては、今のところ恒久的な制度というところでの国からの正式な通知はないんですけれども、国としましても継続的な、恒久的な制度としたいということで考えているので、今現在調整中ということでございますし、岸田総理のほうも先日ですか、恒久的な制度としたいというところも述べられておりました。ですので、そういったところになるのではないかというふうには見ております。

1 2 番 こうした公金の個人等を含めて支出等については条例とか規則等ですね、背景になるものの整備が必要ではないかというふうに思うんです。それが地方財政法とか様々いろんなものがあると思いますが、そういうことの根拠になっておるのではないかと勝手に思っておるんですが、その面で、条例とか規則化とか、そういうものはされておるのでしょうか。

町参事兼ほけん年金課長 まだ、現在、今のところは整備等をしておりませんが、要綱のほうでしていきたいと、今回、予算だけとりあえず議会のほうに上程させていただくということでさせていただきました。

議 長 ほか、ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第62号については、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、討論・採決を行います。

議案第62号、令和4年度福崎町一般会計補正予算(第5号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第62号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第62号については、原案のとおり可決することに決定いたしま

した。

日程第6 議員派遣

議 長 次の日程は、議員派遣であります。
お諮りいたします。
議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件については、配付しております資料のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第7 閉会中の継続調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。
各委員長からそれぞれ継続調査申出書が議長宛てに提出されており、それぞれ申出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、閉会中の継続調査申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。
以上で、第506回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。
よって、本定例会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
第506回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。
閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
今定例会は、12月2日に招集され、本日までの15日間にわたり本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、誠にありがとうございました。
本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。
また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。
この間、理事者の皆様には資料の作成をはじめ、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において各議員から述べられました意見、要望事項については特に考慮され、執行の上、十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

閉会に当たりまして、尾崎町長からご挨拶をいただきます。

町 長 第506回福崎町議会定例会の閉会に当たりまして、一言挨拶とお礼を申し上げます。
本定例会では、追加を含む6件の報告と、17件の議案を提案させていただきました。いずれも慎重に審議をしていただき、全員賛成で可決していただき、ありがとうございました。審議の中でいただきましたご意見は執行に当たって参考

とさせていただきます。

また、一般質問におきましても9名の議員から様々な視点でご質問をいただきました。これらのご意見、提言についてもしっかりと耳を傾けて行政運営に当たってまいります。

さて、私の任期が来年の4月にやってまいります。先日の町選挙管理委員会で4月18日告示、4月23日投開票で町長選挙を行うとの発表がありました。私はその町長選挙に立候補をする決意をいたしました。

私は、4年前、橋本町長が急逝されるという事態を受け、議員の方々、区長様方、商工会の役員様をはじめ、多くの皆様から、今は町政の緊急事態である、副町長であるあなたが町長選挙に出馬してほしいとの声をいただき、立候補をさせていただきます。早急に6つの約束をつくり、皆様にお伝えしました。ちょうど第5次総合計画後期基本計画を作成したところでしたので、その中から特に私が大事だと思うことをまとめさせていただきます。そして、今日までその約束と総合計画に沿ったまちづくりを進めてきたところでございます。その思いは昨日の議長の一般質問でお答えしたところでございます。

まだまだ道半ばでございます。町長選挙の出馬表明に当たって、改めて私の思いを述べさせていただきますと思います。

どの市町も同じ悩みを抱えておりますが、今、福崎町の大きな課題は人口減少、少子高齢化です。この課題解決に向けて特効薬を探すことは難しいのですが、町の特色を生かし、魅力を高め、福崎町に住んでみたい、住み続けたい、子どもを福崎町で育てたいと思っただけのまちづくりを進めることに尽きると思っております。その中でも重要なことは教育環境の充実と子育て支援であります。日本の将来を担う子どもたちに投資をすることは、時間はかかりますが、最も大切な取組だと考えております。

2点目は、災害に強い安全安心のまちづくりです。気候変動の影響で、台風は大型化、集中豪雨は頻発化しています。災害から町民を守る取組を進めます。

3点目は、都市計画の緩和を進め、人口減少が著しい周辺部においても住宅が建てやすくなる取組を進めます。

4点目は、JR福崎駅のアクセス道路の強化です。JR福崎駅前から東へ町道福崎駅田原線の整備を進めます。

この4項目を私の重点施策に掲げて、災害に強い、子どもから高齢者までが安心して暮らせる、笑顔あふれる福崎町を目指してまいります。

また、町政の意思決定機関である町議会とは引き続き緊張感のある関係を保ちながら、住民本位の町政を展開する覚悟でございます。議員各位におかれましては、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようによろしくお願いをいたします。

今年も残り少なくなりましたが、寒さも厳しくなっております。議員の皆様におかれましては、健康にはくれぐれも留意をされまして、新しい年をお元気で迎えますように心から祈念いたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 それでは、以上をもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時08分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和5年2月

福崎町議会議長 城 谷 英 之

福崎町議会副議長 竹 本 繁 夫

福崎町議会議員 吉 高 平 記

福崎町議会議員 松 岡 秀 人